

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市人権施策審議会 (第10回)		
事務局 (担当課)		人権・男女共同参画課 電話 042-769-8205 (直通)		
開催日時		令和4年11月29日(火) 午前9時30分～午後0時45分		
開催方法		Web会議		
傍聴会場		相模原市役所 本庁舎本館2階 第1特別会議室		
出席者	委員	6人 (別紙のとおり)		
	その他			
	事務局	5人 (人権・女性活躍担当部長、人権・男女共同参画課長、他3名)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	14人 (ほか報道機関5人)
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 議 題 (仮称) 相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について 2 その他		

審 議 経 過

1 (仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について

(矢嶋会長) 前回の審議会について、片岡委員から発言の申出があったが、本日片岡委員は欠席のため、代わって事務局から説明をお願いする。

(事務局) 片岡委員からお預かりしたお話を発言させていただく。前回の第9回の審議会での私の発言について、事務局に対してご意見をいただいたとのことなので発言させていただく。「1 前文について」の(4)の審議の中で、「本邦外出身者をはじめとした外国につながりを持つ者」という文言をドメスティック・バイオレンスの前に持ってくるという提案に対して、高齢者、障害者の市民に対する、これをまず頭の方に持ってきてほしい、という意見を述べた。これは、審議会での口頭でのやり取りの中での発言で、本邦外出身者をはじめとした外国につながりを持つ者も市民であるという認識を前提として発言したものであることを承知していただきたいと思う。

(1) 答申(案)について(9 第三者機関の設置について)

(矢嶋会長) 最初に、資料1と資料1別紙のどちらをベースに今後議論を進めるかについて、意見をいただきたい。皆様いかがか。

(工藤委員) メールで送られてきた検討資料、資料1の内容を拝見すると、前回の審議会の資料と大して変わっていないと思う。したがってあえてそうしたのかと思うが、それを修正したものが今回送られてきた資料だと思う。その辺の説明があったが、金子委員が発言したようにいろいろなところで項目を入れてほしいと言われていた内容の資料。資料1別紙で、金子委員の言った意見を入れたようであるが、これは金子委員の意見が入っているということの認識でよいか。

(金子委員) 私が申し上げたことが入っているかどうかということは後でまた意見を申し上げたいと思うが、その構成を変えた方がよいのではないかという点については、この資料1別紙の修正案に生かされているかと思う。私は、今回のこの議論の進め方として思ったのは、前回私が申し上げた人権委員会の権能を中心に持っていった方がよいのではないかということについて、私の認識では委員の皆様のご合意が取れたのかと思っていましたが、今回この資料1にも出てきたということは、事務局としては、前回はそのままで合意形成ができてなかったという認識か。その点を確認したい。

(辻委員) 私も、金子委員に賛同する。

(事務局) 内容としては、前回示した資料1から、その見え方という部分で今回資料1を資料1別紙という形で示したところであり、内容を変更しているという認識はないという状況である。

(金子委員) 内容は、色々なところで重複しているので、変更はないと思うが、その見え方として、資料1別紙の構成で検討していくということで合意が取れたと思っていましたが、先ほどの今日の議論の進め方として、まず資料1をベースにするのか、資料1別紙をベースにするのか、そこから議論をすべしという話があったが、その点について私の意見を申し上げるならば、当然別紙が議論のベースになるのではないかと私は思う。

(事務局) 今のご質問について、前回の会議録の最後の方に、矢嶋会長から、大枠の変更について、残りの時間で結論を出すのは難しいと思うというご発言があったので、決定に至っ

たのかどうかは定かではないと思い、今回二つの案を示した上で、最初にどちらの案を使うかをお諮りしたところである。

(金子委員) 分かった。事務局には大変負担をかけて資料1別紙を作ってください、感謝する。改めて私としては別紙を今日の議論のベースにすることに賛成する。

(矢嶋会長) 前回、終了間際ということもあり、今回改めて、どちらをベースにするかということ議論の出発点にしたいと思うが、他の委員も別紙をベースに議論を進めるということによいか。それとも、反対の意見があるか。辻委員からは、先ほど賛同の意見をいただき、金委員、工藤委員にも賛同いただいた。では、全員賛同ということなので、別紙をベースに審議を進めたい。では、改めて別紙について、意見はあるか。

(辻委員) 事務局に確認したいが、別紙のフローチャートにある事案発生といった場合、相談、拡散の防止、言動の禁止、声明の横に8(1)、9(1)などと書いてある。これはどれのことか。

(事務局) 相談、拡散防止の横にある番号について、左下の例を見ていただきたい。声明は対応方法の項目として挙げており、その右のところでは答申中の掲載見出番号を掲載した。

(辻委員) 例えば、言動の禁止だと11(5)と書いてあるが、資料1の11の(5)に対応するということか。了解した。では、細かい話はまた他の委員の議論が終わってからということにしたいと思う。

(金子委員) 私がこの人権委員会の権能などを一つの項目として起こした方がよいのではないかと考えたこと元々の趣旨だが、全体の構造に関わる大きな話になるが、この条例案の審議が始まって以降、新聞報道等を見てもそうだが、ヘイトスピーチを罰則付きで禁止するかどうか、そこがこの条例のメインテーマであるかのように報道され、その影響はあまりないと思うが、元々条例案の審議についても、そこを中心に今まで議論してきたように思う。最前から私が申し上げていたのは、そこはあまりメインにすべきではないという、それが川崎モデルの考え方だったわけだが、そこをモデルにするべきではなくて、違う相模原モデルがあり得るのではないかと申し上げてきた。人権委員会を作って、あらゆる人権問題について様々な手法を使って対処していく、そのようなシステムを作ることに、正に相模原モデルのこの中核があるというのが私の考え方である。その中で、その罰則付きでヘイトスピーチを禁止するということは、ごく一部にすぎないという作りにした方がよいのではないかと考えていた結果、相模原市人権委員会を設置するということがこの答申の一番の中心部分になるようにした方がよいのではないかと申し上げた次第である。そのことを前提にして、これから先、少しくこうした方がよいのではないかと申し上げたご提案をさせていただきたいが、この別紙の9の相模原市人権委員会についてのところで、現在、(1)権能、(2)役割となっているが、この(1)権能と(2)役割が同じようなことを言っているので、この役割の部分は、不要ではないかと思う。むしろ、(1)のところ、条例を作るときでも多分、目的規定が最初に来ると思うが、この人権委員会の目的が何なのかということを書き、その後、人権委員会がどんな組織なのかという組織規定が来て、(3)に権能が来るべきではないかというふうに思う。だから、具体的に提案すると、(2)は削除の上で、目的をまずしっかり書いて、その後ろに、現在の(3)の構成・規模などが来て、その下に、現在の(1)の権能がくる。このような構成にした方がよいのではないかと

うのが、まず提案の第一番目である。二番目だが、権能のところには、後ろのページに出てくる流れ図の中身を書き起こしていった方がよいのではないかという提案を前回差し上げて、そのような形で起こしていただいている。一つ気になったのは、人権委員会の調査権限について、この権能の中にはあまり盛り込まれていないと思う。流れ図は、そこかしこに人権委員会による調査というのが書いてあるが、この人権委員会が調査権限を持つということが非常に重要になってくると思う。これは一つの相模原モデルになってくると思うし、専門調査員を置くということも書いてあるので、どこでその調査権限を行使できるのかということについて、もう少し細かくこの権能の中に書いていただければと思う。あと一点だが、この権限を行使していくときの出発点として、申立てを必要とするのか、職権でもできるのか、その辺のことについてもこの権能の中に盛り込んでいただければというふうに思う。その結果、罰則については考え方が分かれているというところだけを後のところで書けばよいのであって、その手続規定的なところは、いっそのこと9に全て盛り込むような形にした方がよいのではないかと考えている。

(矢嶋会長) 大きく三点提案いただいたと思う。最初に目的に関する条文を設け、その後、現在の案でいくと、(3)にある構成・規模、(4)組織に関する条文を置き、三番目に現在の(1)にあたる権能について置くという、金子委員のご提案だったと思うが、まずこの点についていかがか。

(辻委員) おおむね賛成する。事務局に確認したいが、金子委員がおっしゃっていた調査権限は、資料1ではどこかに記載されているのか。あと、金子委員のおっしゃっていることを別の言い方で言っているだけだが、事案の発生について、今、金子委員がおっしゃったとおり、9(1)でまず相模原市の人権委員会の目的があり、組織の規定が存在し、そして権限が規定されているのだと。今の私の質問は、その調査権限については資料1のどこに記載されているのかという確認である。

(事務局) 資料1の2ページの(3)役割のイの部分で調査、調整を図るというところになる。資料1の別紙では、同じく2ページになるが、やはり役割のイのところ、調査、調整を図ることというところ、書いてある状況である。先ほど金子委員のご意見をいただいた時にこの役割の部分を削除するというのであれば、調査権限というものを権能のところに加える作業になると思う。

(辻委員) そうすると、金子委員がおっしゃっていた、(2)役割を削除するというところの調査権限のところは、今の別紙の2ページにある、ア、イについては権限のところに移動させるという理解でよいか。

(事務局) よい。今の(2)役割を削除するというで決定されれば、その部分を補うように、(3)権能という形の内容に盛り込んでいくと考えている。

(辻委員) 金子委員いかがか。

(金子委員) 私は、役割の項目を付けるか付けないか、新たに目的の項目を起すか起ささないかにかかわらず、権限として調査権限は必ず入れなければいけないと思って、先ほどの発言をさせていただいた。

(矢嶋会長) 調査に関しては権限のところに書くべきだと思っており、役割の部分を削除して、目的、組織、権能という、組立てに変えるということに関して、皆様いかがか。

(工藤委員) 基本的に金子委員に賛同する。私は第7回の審議会、8月27日に第三者機関の

目的、役割はこうすべきだという発言をして、一部入っているが、この構成から見ると、なかなかすっきり入っていないような気もする。したがって、第一義的には金子委員がおっしゃったように、なぜこの人権委員会が設置されるのか、その目的は何なのかということについて、きちんとはっきりさせるべきだということを、再三申し上げているので、そのことは第一義的に入れるべきだと思う。また、権能と組織の並び替えは別にしても、中身は金子委員のおっしゃったとおりである。したがって、まず、その権能というか、何をするのか、ということを入れるべきだと思う。一つは市長からの諮問に応じていろいろな答申を出すことや、市民からの申出に応じて調査をしたり、いろいろ提言すること等が必要だと思うので、そのことははっきりさせるべきだと思う。組織の構成についても、5人から7人ということで確認されているので、どんな選出の仕方、委員会の会長を置くことや、役員構成など様々出てくるので、そういうことをしっかり書くべきだろうと思っている。また、運営等についても必要で、どういう運営をしていくのかを答申の中に入れた方がよいのではないかと考えている。詳細は後程また申し上げたい。

(矢嶋会長) 構成については、金子委員の提案に賛成ということだが、他の委員の皆様、いかがか。では、構成に関しては、(1) 目的、(2) 組織、(3) 権能ということで、組み替えるということで合意された。調査権限については、きちんと書き込むということだが、事務局、具体的な文案等で確認しておきたいことはあるか。あと、目的規定についても、今のところは、資料1別紙にはないが、目的的文章構成についても確認しておきたいことがあれば、事務局確認をお願いします。

(事務局) まず、目的規定が(1)になってくると思うが、どのように表現していくのかを、意見をいただいて決めていきたいと思っている。あと、調査権限の部分について、役割として書いてあるものをそのまま引用すればよいかについても意見をいただきたいと考えている。

(金子委員) 構成は私の提案を生かしていただいて感謝する。では、具体的にその目的のところだが、先ほど申し上げたとおり、現在のこの原案、資料1別紙の役割のところなどを見てもよく表れているが、今回の条例、ないしはこの委員会がヘイトスピーチ規制のためのものであるということが前面に出ている。現在のこの役割のところ、まずそのヘイトスピーチの規制的なことが入っているが、そうではなくて、私は第一に救済機関であることを入れ、様々な人権問題について、被害者からの申出を受けて様々な救済を行っていく。その中の一部に、一部の悪質なヘイトスピーチに対する規制が含まれるという流れだと思うので、目的を起すときにも、第一に、被害者の救済がこの人権委員会の目的であり、さらに、そのヘイトスピーチ規制的なことについて市長が何かをするときに意見を建議するという。現在だと、本条例に関して市長に意見を建議することがこの役割の中に入っているが、むしろ審議会の役割だと思っているので、第一に救済、第二にヘイトスピーチ規制、そのことを目的の中に起こしていただければよいというふうに思う。とりあえずこの目的については、以上のような内容だと思うが、委員の皆様が他に目的として足したいものがある、あった方がよいということであれば、ご提案いただければと思う。

(辻委員) 賛同する。

(矢嶋会長) 辻委員は賛同ということだが、工藤委員もかねてから目的については盛り込むべきだとおっしゃっていたが、何か意見あるか。

(工藤委員) 目的は、金子委員が言ったとおりだと思う。やはり全体の人権侵害に対してどう救済するのかということが第一義的なので、そのことをはっきり述べるべきだろうと思う。したがって、資料の項目で言うと、3(2)に事由について記載がある。人種、民族、国籍、信条、障害、疾病、出身その他の事由というのが載っている。前回の資料等であるが、それを理由とする不当な差別を撤廃すると。そして、人権侵害、被害者の救済を図ること。これを目的とするということが第一義的に掲げられるべきだろうと思う。それから先ほど言った、不当な差別言動の規制を行うと。その二点で、私はよいのではないかなと思う。

(事務局) 一つ目として、救済機関であるということ。その被害者を救済していくことが、まずもって目的であるということと、不当な差別的言動に対して声明、公の施設の利用制限、拡散防止及び言動の禁止等の部分に対処していく。そういったところを作文する。

(工藤委員) 是非、先ほど言ったが、やはり不当な差別を無くしていくのだと、撤廃するのだと。そのことによって、被害者が救済されるのだということについては是非、入れて欲しいと思っている。

(金子委員) ただ、そのことは、この条例全体の目的として多分もっと前に明記するというところで、ある程度合意が取れていたと思うが、当委員会の目的の中にも、その点を明記した方がよいというのが今の工藤委員の意見の趣旨か。

(工藤委員) そのとおり。先ほど言った次の段階で、何をやるのかということが出てくると思う。相談、支援、救済を行うということなので、いろいろ差別的事象に対処しなければいけないのではないかなと思っているが、どこかで強調するのであれば、それはそれで結構である。

(金子委員) 私は別にその点、異論を唱えているわけではないので、その人権委員会のメインの目的という大目的のところ、今、工藤委員がおっしゃったような、この条例そのものの目的を達成するために、この委員会があるのだというようなことを改めて強調しておくということが必要かなと思う。

(事務局) 今、金子委員がおっしゃっていたように、この人権委員会についても、人権尊重のまちづくり条例のそもそもの目的を達成するために設置するものであるということだと思う。この条例の中に設けるということは、そういうことだと思うので、その中で条例の目的を達成するために、以前ご審議いただいたが、2の辺り、その条例の目的を達成するために人権委員会を置くということを、目的の一番に書いた上で、救済など、若しくは、先ほど言った不当な差別的言動の話など、細々としたことを書いていくといったイメージでよいか。

(金子委員) 私はそのイメージでよいかと思う。

(工藤委員) 私も次は権能について出てくるので、そこでいろいろと展開すればよいと思う。

(矢嶋会長) では、目的に関しては、そのような形で、事務局で作文することをお願いする。では、次に、特に調査に関する書きぶりだが、具体的な文案として示していただきたいというのが事務局からの要望だが、いかがか。

(金子委員) 調査については、実際の条例若しくはその施行規則等の中で細かい手法については書き込めばよいと思うので、ここでは必要な調査程度でよいかと思う。ただ、具体的なことをもし書くのであれば、陳述を求めたり、資料の提供も求めたりといったことになっ

てくると思うが、この答申の中には、そこまでのことを特に私は書かなくても、必要な調査の一言でよいかと考える。

(辻委員) 金子委員のご提案と関連するが、チャートだと、先ほど確認した相談、拡散の防止、言動の禁止、声明については、番号が振られている。その下の段階にいくと、公表、勧告、声明については、番号が振られていないが、それは、今、金子委員がおっしゃっていた相模原市の、例えば行政手続条例に従うから、もう書かなくてもよいという事務局の趣旨か、それとも資料1の中にどこかに書いてあるのか、どちらか。

(事務局) フローチャートの相談、拡散の防止など、そういった点線の枠の右側に項目の番号が入っているが、こちらの点線の枠になっているのは、項目の種別、例えば拡散の防止というところの種別、若しくは言動の禁止という種別である。その下に矢印を引いているが、それは、例えば、言動の禁止であれば、言動の禁止を行うのであれば、勧告、命令、公表という流れでいくというところで、下の黒の実線の枠と、点線の枠の使い方を分けており、大きな枠である点線の枠の部分だけに番号を振ったという整理で作ったものなので、そのような行政手続条例といったところを考慮したものではないと理解している。

(辻委員) 今の答えは、少し大事なところで、行政手続条例にこの条例が上書きする特別法として機能するということか。

(事務局) 行政手続条例にももちろん従う。

(辻委員) 分かった。

(事務局) 例えば、命令などにはもちろん行政手続条例の流れも入ってくると認識している。

(矢嶋会長) では先ほどの調査に関しては、必要な調査を行う等の割と簡略な書きぶりということだが。

(工藤委員) 調査は、独立項目でもよいが、文書の内容を提示するとかなり調査が出てくるので、そこには合わせて入れてもよいのではないかと思う。例えば、権能のところに入ってくると思うが、一つはやはり市長からの諮問に応じて、差別の実情や撤廃に関する調査を行い、答申をするということになる。それから、例えば、市民や人権侵害被害者からの申出に応じて、人権侵害や差別の実地調査を行い、事案の対応が必要である場合は対応策を市長に提言する、市長に勧告するとか、それから調査に当たっては、人権侵害被害を申し出たもの、及び人権侵害行為で疑いのあるものに資料の提供や意見を述べる機会を与えることができるとか、文章にも調査は出てくるので、そこはそれで生かしてくれればよいなと思っている。

(矢嶋会長) あと各項目についてその調査について言及したものを設けるというご提案だったが。

(辻委員) 賛同する。

(矢嶋会長) 事務局、そういった形で修文お願いする。

(工藤委員) 代表的なところを言ったばかりなので、私の考えを読み上げる。それは権能のところに入ってくるところである。一つは、相模原市人権委員会は、この条例に定めるもののほかに次の事務を行う、ということは権能の中に入ってくる。一つとしては、市長からの諮問に応じて、差別の実情や撤廃に関する調査を行い、答申する。二つは、人権侵害被害者（第三者による申出を含む。）からの申出により、相談、支援、救済、対策を行う。その場合は、市に設置している既存の救済機関と連携、相談機関と連携する。三つ目は、

市民や人権侵害被害者（第三者による申出を含む。）からの申出に応じた人権侵害、差別的言動の調査を行い、事案への対応が必要である場合は、対応策等を市長に勧告する。調査に当たっては、人権侵害被害を申し出た者及び人権侵害行為の疑いのある者に資料の提供や意見を述べる機会を設けることができる。四つ目は、先ほどの3（2）に規定する事由で、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障害、疾病その他の事由、答申に規定する事由、不当な差別的言動の事案及び人権侵害被害者の認定等について、市長に勧告する。五点目として、不当な差別的言動への対応を行う。内容については、もうこれから議論が出ているが、別紙のアからオの内容を整理して記載する。ただし、アとオについては、差別的言動だけではなく、先ほどの3（2）に規定する事務を対象とする。これは声明とか、それから救済について、2ページに書かれているので、不当な差別的言動だけではなくて、全体で対応するようなことをきちんと整理する。それから、大きい二点目として、市長に対し、委員会の答申、勧告等を尊重すること、委員会の勧告等への対応について審議会へ報告することを求める。三点目として、委員会は年次ごとの活動報告書を作成し公開することを機能の中に書いたらどうかと思い、今、提起する。いろいろな意見があると思うので、是非補強をお願いしたい。

（矢嶋会長）今の工藤委員の発言に関して皆様いかがか。

（金子委員）基本的には今の工藤委員の意見に賛成する。現在のこの資料1別紙では、声明についてとか、何々についてというように分けているが、今、工藤委員がおっしゃったとおり、こういうことができるのだということを羅列していく形で、何々についてア、イというようにしないで、例えば、ア何々こういうことができる、イ何々こういうことができるというように権能を挙げていけばよいと私も思う。今の工藤委員の提案に賛成だが、ただし、最後の方に活動報告のことが入っていたが、権能というよりは、また別立てのものかと思う。

（矢嶋会長）辻委員も金委員もご賛同ということだが。具体的な文案として、少し長くお話いただいたので、今の段階で全部正確に、聞き取れなかったかもしれないが、事務局、何かこれだけは確認しておきたいというようなことがあれば、願います。

（竹村委員）人権委員会についての目的、構成、権能の部分なのだが、これはまた改めて事務局で提案するという形になるのか。

（矢嶋会長）今は具体的な文案まではできていないので、今日の審議を踏まえて、事務局で作成いただき、次回、最終回と思われるが、そこで確認をするということになると思う。

今、具体的な一言一句まで文案として示すというのは難しいと思うが、事務局いかがか。

（事務局）今、提案いただいた権能のところで声明及び公の施設という形で示させていただいているが、以前に、フローチャートの流れが分かるような形で内容を示していくというところで、このようなスタイルで作成をさせていただいている。先ほどの工藤委員のおっしゃったように書いていくと、そのフローチャートというところの関連性が遠くなってしまうと思うが、その辺りはいかがか。

（工藤委員）フローチャートは、差別的言動について書かれている。したがって、そこについては、不当な差別言動のところで展開すればよいかと思う。ただ先ほど言ったように声明等はその不当な差別的言動だけではなく、いろいろな場面、場面で捉えていくので、もっと幅を広げて展開した方がよいのではないかということである。

(事務局) 承知した。では、今、工藤委員にいただいた意見の部分でまとめるような形ということでは、どうか。そうすれば、審議が終わった後に情報提供いただいて、作り上げていくという形になってくると考える。

(矢嶋会長) では、工藤委員からおっしゃっていただいた具体的な文案について、事務局に後でお寄せいただければと思う。では、金子委員の三点目の提案の申立て若しくは職権でいけるのかということに関しての記載だが、これについてはいかがか。

(金子委員) 今の工藤委員がおっしゃったような形で書いていくときに、申出を受けたり、若しくは職権でというようなことを、そのケース、ケースで盛り込んでいけばよいと思うが、いかがか。

(矢嶋会長) 事務局、皆様からほぼ合意が得られたと思うので、そのように文案を作っていたかということではどうか。

(事務局) 承知した。

(矢嶋会長) この箇所について、意見のある方はいらっしゃるか。では、次に移らせていただく。3ページの10、多様な主体と連携した取組について、まず事務局から説明をお願いします。

(金子委員) 私は権能のところが終わったのかと思った。構成・規模や組織、その他のところについて審議を進めていただけるか。

(矢嶋会長) 組織に関して意見を伺っていなかった。組織に関して、意見のある方をお願いします。目的に関しては先ほど、具体的な文案もいただいたので、よいと思ったが、組織に関してはいかがか。

(金子委員) 現在の構成・規模のところについて、現在の別紙の(3)構成・規模のイの部分なのだが、「委員の任期の始期をずらすことによって、任期が一部重複するようにし、」という表記がされており、そのとおりだが、私が以前に申し上げたことの趣旨は、任期が完全に重複しないようにする、ということに重きがある。任期が重ならないようにすることによって全員が一斉に変わるということがないようにするということを強調したいので、任期が一部重複するようにでももちろん通じるのだが、完全に重複することがないようにする。重複させてはいけないのだというような趣旨が前面に出るような表記にしていたらなというふうにする。例えば、このイのところだが、委員の任期の始期をずらすことによって、任期が完全に重複することがないようにするといった書きぶりになっていたかと思う。

(辻委員) 「一部」というように付けたのは私だが、金子委員がおっしゃったとおり。今のご提案に賛同する。結論から言うと、制定を間に合わせるために、とりあえず一言付け加えればうまくいくように工夫をした次第。時間の制約があったので、一部付け足したら何とかうまく表現できると思っただけなので、今のご提案に賛同する。

(矢嶋会長) では、事務局そのように修文をお願いします。

(工藤委員) 組織について、これは議論で確認されたのだが、定数は必要だろう。5名から7名。それから選出基準。これはやはり人権や法律の専門家、記載しているがやはり人権と法律の専門家が必要。また、いろいろ記載していた方々、ジェンダーバランス、多様性に配慮する等々、そういうことを記載されているが、少し補強をお願いしたいと思う。任期だが、どうするのか、二年程度なのか、先ほどの委員が重複しないとなると、その任期を

どうするかを議論しなければいけないのではないかと思う。皆二年であればだったら一斉にスタートして、一斉に辞めるということなので、委員のスタートは皆一斉だと思う。したがって、その終わりを二年から三年程度とするのか、教えていただきたい。私としては疑問である。

(金子委員) 例えばカナダ人権委員会の場合には、短期の任期の委員と長期の任期の委員がおりそういう形でずらしている。あるいは、現在の参議院議員を戦後最初に選んだときは、三年任期の議員と六年任期の議員で、三年ずつそこから先はずれるというやり方でやっていった。だから、今回の場合も、最初だけは、例えば一年任期の委員と二年任期委員を作るなど。二年任期と三年任期を作るような形でやるか、あるいは、長期委員、短期委員という形にするかどちらでもよいと思うが、とにかく何らかの方法で、常に委員の任期がずれているという形を工夫するということを書いていただければと思う。

(工藤委員) 任期二年から三年くらいに幅を持たせたのは、多分そういう意図だろうと思ったからである。それから、やはり会長の位置付けとか、委員会に会長を置くこと、会長が何をするのかということも少し述べておいた方がよいのではないかと思う。運営等についても、会長が招集することや、出席要件、いろいろ決議要件とか出てくるので、そこまで詳しく書いてあげた方が、親切かと思う。

(金子委員) 委員長の仕事や、議決の要件とかは、どちらかというところ、施行規則に書くべきことで、この答申では細かすぎると私は思う。委員長を置く程度のことは書いてもよいかもしれないが、こういうことをするために委員長を置くぐらいのことは書いてもよいかもしれないが、施行規則マターについてはあえて答申にはなくてもよいというのが私の感触である。

(工藤委員) そこは整理されればそれで結構だが、やはり委員会に事務局、専門相談員、専門調査員を置くということはきちんと規定しておいた方がよいかと思う。これも原案にも出てくるので、そのまま記載した方がよいかと思う。

(金子委員) 私もどこで言うべきか、分からなくて、ここで言うのだけれども、もしどこかに入れていただけるなら、相談とか救済機関を、私たちはハードの面を長い時間話しているのだけれども、ソフトの面でも、きちんと相談スペースを設けるなり、秘密を守れるような環境を作って相談者が安心して相談をできるようなことも盛り込んでいただきたいと思う。本当にあちらこちらに相談機関があるが、全然プライバシーが守られておらず、私も相談に行った時に、囲いだけの屋根も天井もないところで、本当に簡易椅子に座らされて、全部大きい声で根掘り葉掘り聞かれて、外にいる人に全部聞かれるのではないのかとったり、その相談者が来た際、例えどんなに小さな事案であってもあのような対応をされると、二度と相談に来ないのではないかと思うので、どこかに盛り込んでいただければ、ありがたいと思う。

(矢嶋会長) 非常に大事なご指摘だったと思う。先に、工藤委員からいくつかご指摘があったことを改めて整理させていただきたいが、まず委員の専門性のところで、中立性、専門性及び人権に関するということ、今回人権に関するというのが新たに盛り込まれたが、法律の専門知識を有するものということ、法律についての文言を盛り込むべきだという意見があったが、この点に関してはいかがか。

(金子委員) それは法曹実務家が入ることになっているので、その点はよいのではない

か。

(工藤委員) 法曹実務家は法律の専門職と理解しているが、やはり人権に詳しい法律の専門家が必要であり、単なる法律の専門家では大変難しいのではないかと思う。そういう補強をしていただければ結構である。

(事務局) 今、示している資料1の別紙の2ページ、改正する前の(3)の構成・規模というところで、アに、「5～7人以内とし、法曹実務家を必ず含め、中立性、専門性及び人権に関する豊かな経験を有する者で構成する」ことと、性別の部分、このような内容は入れている。

(矢嶋会長) 法律という文言は入れなくてもよいという、事務局もそういう趣旨での今の発言か。

(事務局) ここの部分を補強するという内容であれば、具体的にどのような形かということをご提案いただきたいと思う。

(工藤委員) 人権の専門家を入れたらどうか。要するに人権に関する豊かな経験を有する専門家を先頭に持ってきて、人権の委員会なので、単に法律の専門家だけではできないと思う。やはり人権に関するいろいろな専門性を持っている法律の専門家が必要というようなことを入れたらどうか。

(矢嶋会長) それは「5～7人以内とし」の後に、具体的な文案を事務局としてはご提案いただきたいと思うので、「以内とし」の後に、人権に関する豊かな経験を有する、例えば法律実務家…

(工藤委員) を有するもの、でもよい。

(矢嶋会長) 有するもの、法律実務家を必ず含め中立性、専門性。

(工藤委員) その辺の文章の書き方はまた事務局でお考えいただきたい。人権委員会なので人権に関するいろいろな知識を持った方々を最優先に記載して欲しい。

(矢嶋会長) より強調した表記にすべきだという意見か。

(工藤委員) そのとおり。

(事務局) 人権委員会の構成員としては、人権に詳しい、法曹の実務家と、中立性、専門性、人権に関する、豊かな経験を有する者という、枠が二つあるイメージでよいか

(工藤委員) そのイメージでよい。

(金子委員) 私もそのイメージでよいと思う。二つの枠があって、必ずどちらかに属する人が選出されて来なければいけない。一つはその人権に関する知識や経験の豊かな法曹実務家と、あとは法曹実務家ではないけれども、人権に関する様々な経験をバックボーンとして持っている人達ということではよいと思う。なお、それぞれの枠の人数制限は掲げなくてよいと思う。

(事務局) 今は、「法曹実務家を必ず含め」というのが前に出てきているが、「5～7人以内とし、中立性、専門性及び人権に関する豊かな経験を有する者や法曹実務家など」といったイメージで作るがよいか。

(金子委員) そういう形でもよいと思うが、まず、大原則として人権に関する豊かな経験のある者でなければいけないという形にして、そこの中の小原則というか、必ずそこの中には法律実務家が含まれていなければいけない。というような大原則、小原則方式でもよいかと思う。

(辻委員) 人権に関する豊かな経験を有するというのが前に来るというのが、工藤委員のご発言の趣旨だったと思うが、工藤委員よいか。

(工藤委員) よい。

(矢嶋会長) 事務局。そのような形での修文をお願いしてよいか。

(事務局) 修文する。

(矢嶋会長) あと、任期に関しては、短期、長期の任期を設けるということだが、具体的な任期として、先ほど一、二年、二、三年というような、具体的な数字が出たが、この点に関しては、皆様いかがか。

(金子委員) そこを細かく書かなくてもよいと思う。最初はもちろん始期は一緒になるが、そのあとの始期をずらす方法について長期、短期の委員を作ってもよいと思うし、最初だけ二年と三年がいて、任期は同じ二年という形でもよいと思うし、そこは、裁量にお任せするという形でよいかと思う。

(矢嶋会長) 答申案そのものには盛り込まないということでよいか。

(金子委員) よい。

(矢嶋会長) 了解した。あと会長の職、委員長になるか。職務に関して、工藤委員は、具体的にある程度盛り込むというご提案だったが、金子委員からは、それは施行規則の範疇なのでここでは書かず、委員長を置く程度でとどめておいてよいのではないかという意見だったが、この点に関しては皆様、意見いかがか。

(工藤委員) それほど難しい問題ではないので、施行規則等で確認されればそれで結構。

(矢嶋会長) 了解した。ただ委員長に関する何らかの記載は置いておくことでよいか。

(工藤委員) そのとおり。書くとしたら委員長か会長は、名称は別にして、委員、委員会の互選で選ぶことや、委員長が委員会を代表して会議を統括するとか、その程度でよいのではないか。それからもう一つ、この代表者を審議会の委員として位置付けるということについては議論があり、原案もそうなっているが、そこは少し書いておいた方がよいのではないか。審議会に、委員会の意見や提起を反映させていくということを書いておいてもよいのではないかと思う。

(矢嶋会長) その点に関してはいかがか。

(事務局) 資料1の別紙の2ページの(3)のところに委員長との兼務の話が書いてあるが、委員長を置き、相模原市人権施策審議会の委員と兼務させることと今はなっているが、ここに兼務させ、審議会に意見が言えるようにすることといったイメージでよろしいか。

(工藤委員) そういうイメージでよい。

(金子委員) 一文にしなくても、まず、委員会を統括するために委員長を置くという、設置に関する項目があって、その後ろに、委員長は、審議会の委員を兼務するものとするということでもよいと思う。

(矢嶋会長) よろしいか。二文に分かれても構わないのではないかということで、そういう形で修文をお願いしたい。また、金委員から秘密の保持、プライバシーに関してご発言があったが、具体的にこの中にどういった形で、盛り込むのがよいのか、アイデアはあるか。

(金委員) 私もここで盛り込むのか、分からなくて、ただ、金子委員が施行規則とおっしゃったので、そういう項目があるなら、どこの機関、相談部署も銀行の窓口みたいになっていて、もう吹き抜けのような形の状態なので、きちんと委員会として、話をしておきたいと

思った。

(金子委員) その他の中に、留意事項として、相談に応じる時に、その相談者のプライバシーが確保される環境を整えなければならないというようなことを書いておくというように、他の項目を見てみたのだが、別のところであまり書き込むところがなく、若干その他のところに入れるのは違和感がなくはないが、しかし大変重要なご指摘であるので、その他のところで書き込むのがよいと思う。

(矢嶋会長) その他の箇所で明記するというので、いかがか。では、その他の箇所に、記載をするということで作文をお願いしたい。

(事務局) 今、その他の部分という話があったが、資料1別紙(5)のその他でよいか。

(矢嶋会長) そういう発言だったと思う。

(事務局) 全体の相談に係るものという意味では、8で、全体の相談・支援体制の充実及び救済機関についてという部分がある。相談をする体制などについて触れている内容であるので、括弧を追加して、記載することも考えられる。

(金子委員) その方がよいかもしいない。この8のところうまく組み込めるように、また校正文、表現等考えていただければと思う。

(矢嶋会長) その他扱いでは軽すぎるかと思ったので、そちらの方が大きな枠の中で、独立項目として設けるということでよいかと思う。皆様、よいか。では、事務局が提案した箇所に入れるということでお願いしたいと思う。それ以外、この9に関して意見のある方はいるか。

(金子委員) この9の中のその他だが、現在、救済に関しての活動状況について報告書を作成することと書いてあるが、私はこの報告書を作成する頻度として、毎年度報告書を作成するというを書き、市長に提出し、市民に向けてホームページ等で公表するということが必要であるので、毎年度報告書を作成し、公表することを書き加えていただきたい。

(工藤委員) 賛成である。私も先ほどそのような趣旨で申し上げた。

(矢嶋会長) では、こちらは事務局に、修文をお願いしたい。

(金子委員) 今のところだが、救済に関しての活動状況だけではなく、差別的言動に関する活動についても、報告書を作成すべきだと思うので、ここは、救済に関しての、というように特に特化せずに活動状況についてだけでよいかと思う。

(矢嶋会長) 「救済に関しての」という文言は除くということよいか。皆様。いかがか。では、修文をお願いしたいと思う。あと、人権施策審議会に関しては、いかがか。このままでよいか。

(辻委員) 9、9ダッシュか。

(矢嶋会長) 9に関して、他に意見がある方は先に伺いたいと思うが、よいか。では、9ダッシュの相模原市人権施策審議会について、いかがか。

(辻委員) 事務局に確認だが、ただいま別紙のフローチャートの左の「日常から実施」、啓発・教育、認定・登録、声明と書いてある。これは、別紙の不当な差別的言動への対応方法について「日常から実施」することと書かれているが、こちらの権限は、相模原市人権施策審議会、それとも、相模原市人権委員会のどちらが担うのか、それは資料のどこに記載されているか。

(事務局) こちらの「日常から実施」については、基本的には市の業務だと捉えている。

(事務局) 前々回の審議会でその団体の認定・登録に関して委員会でやるのか、審議会でやるのかといった議論があった。資料の先の部分になってしまうが、資料1の3ページの「多様な主体と連携した取組について」の右側の修正案の10(1)最後の部分に、認定・登録制度を作る際は、人権施策審議会が一定の関与をするようにすることと記載されており、前回の審議会で基準の策定などを含めて、そのような関与をし、報告を受けるなども含めて関与というような形で書かせていただいている。

(矢嶋会長) 辻委員よろしいか。

(辻委員) 最終修正済み資料の7の(3)に「市は」というように書かれており、今、指摘があったとおり、審議会の権限だというように書かれているので、この9ダッシュ(6)のところに、日常から行う人権施策審議会の権限をここに掲載することを提案する。

(事務局) 認定・登録の作業については、金子委員から、市で対応しつつその基準策定や認定・登録をした団体についての報告を受けることなどについては審議会が関与していくという話をいただいたと思っており、あくまで認定・登録するのは、市の権限と理解しているが、その点はいかがか。

(金子委員) 私が前に申し上げたのが、今の事務局の説明のように、認定そのものは市が行う、市長が行うというイメージであり、認定を行うのはあくまで形式的行為であって、実質的な基準づくりはこの審議会で行うというイメージで申し上げていた。

(矢嶋会長) 辻委員、いかがか。

(辻委員) 市ということでよいか。例えば、認定の取消しを受けた団体から、何かしらの申立てを受けても、市が担当するというような理解だと、私は今、承った。

(金子委員) そのとおり。今の取消しのところもやはりこの審議会できちんと基準を作っておくことが必要かと思う。

(矢嶋会長) この(4)の認定・登録だけではなくて、そのあとに取消しを入れるということによいか。では(4)、(5)の両方の登録の後に、「・取消し」という文言を入れるということによいか。あと、意見ある方はいるか。9ダッシュに関しても、もし無いようであれば、ここで締めさせていただく。

(2) 答申(案)について(10 多様な主体と連携した取組について)

(矢嶋会長) 次に資料1の3ページの、多様な主体と連携した取組について、皆様からご意見をいただきたい。

(金子委員) まず、この項目の位置付けだが、この後の11が不当な差別的言動についての話で、先ほどの人権委員会の権能と、この11の方が、非常に密接につながっており、間にこの10が入ってしまうと、少し論理的な流れが途切れてしまうような気がするので、この10をむしろ前に持ってきて、現在は7が人権教育・啓発で、8が相談・支援体制の充実のことになっているが、7と8の間に持ってくるか、若しくは8の後に持ってきて、新たな9にするか、どちらでもよいと思うが、いずれにせよもう少し前に出した方がよいのではないかというのが一つ目の提案。二つ目だが、現在この新しく作っていただいた10の(1)が(2)、(3)、(4)と比べると、少し長くて、かなりいろいろなことが盛り込まれているので、私はまずこの(1)のところは、人権推進協力団体の認定・登録のことだけにとどめ、新たに(2)を起こして、認定・登録の後に書かれているこのインセ

ンティブの強化のようなことを、(2)として起こすということがよいと思う。ついでに文案を申し上げると、(1)は、「不当な差別をなくしていく」ということから始まって、「認定・登録することで」とあるが、この部分について、「認定・登録すること。」と句点で切ってしまい、(2)に、(仮称)人権推進協力団体の認定・登録に向けたインセンティブを高める取組を実施すること。また、認定・登録制度を作る際は、審議会が一定の関与をすること。先ほどのことの繰り返しになるが、新たな(2)を起こすと、(1)、(2)、(3)、(4)というように大体同じぐらいの分量になってバランスがよいと思う。

(辻委員) 賛同する。

(矢嶋会長) 今、二点提案があった。まず一点目に関して、この多様な主体と連携した取組についてのそのものの位置についての変更のご提案だが、皆様いかがか。辻委員からは賛同という声が上がったがいかがか。8の前、人権教育・人権啓発の後に持ってくるということではどうか。

(辻委員) それが良いと思う。7を見ると、主語が、「市は」と書いてある。今、移動しようかと言っているところも、先ほど事務局からご返答があった「市は」と書いてあるので、ここは市の権限を改めて事務局に確認した趣旨なので、金子委員がおっしゃったとおりに思う。

(矢嶋会長) 他の委員、いかがか。辻委員、金委員からも賛同ということだが。他の委員、よろしいか。では第一点目のご提案については、前の方に、全体を移動すると、人権教育・人権啓発の後に位置付けるということにしたいと思う。二点目のご提案の(1)が(2)以降と分量的にバランスを欠くので、二つの部分に分けるというご提案だったが、これに関してはいかがか。辻委員ご賛同ということだが、他の委員の方、いかがか。先ほど金子委員に具体的な文案を示していただいたので、事務局、確認が必要か。

(事務局) 新たな(2)として設ける部分だが、「顕在化させ、そのような社会規範を醸成していく」という部分がなくなってしまうというようになるがどうか。

(金子委員) そのとおり、「顕在化させ、そのような社会規範を醸成していくこと」という部分が少し抽象的な内容なので、認定・登録することで切ってしまうてもよいと思ったが、この後のところを残して、認定することで、顕在化させ、そのような社会規範を醸成していくこと。という文章を別に残しても、よいとも思う。

(矢嶋会長) では、残す方向でどうか。特にご異論がなければ、醸成していくことまで含めて(1)で書くとしてどうか。あと10に関して意見ある方はいるか。

(工藤委員) (2)だが、この人権推進協力団体の役割だが、カリキュラム作成だけではなく、講師を派遣するなど、協力ができるのではないかと。カリキュラム作成ではなく「など」を入れてもよいし、もう少し具体的に、講師を派遣するとかを入れて少し幅や含みを持たせた方がよいのではないかと。

(金子委員) 今の部分だが、私も同じことを考えており、例えばカリキュラムの作成及び実施に関与させることというように、実際のその人権教育・啓発の実施にも、何らかの形で関与する余地というのを残してよいと思う。今の部分だが、人権教育をする際のカリキュラムと書いてあるが、7のところだと、人権教育・人権啓発というようになっているので、ここは人権教育だけではなく、現在の(2)のところも、人権教育・人権啓発というよう

に、どちらにもこの人権推進協力団体が関与していくということを明らかにした方がよいと思う。

(矢嶋会長) 今の提案に関して皆様いかがか。人権教育・人権啓発を入れるというのと、カリキュラムの作成及び講師派遣という、工藤委員から具体的な提案があったが、実施に関与することという形で修文をお願いしたい。

(竹村委員) 人材派遣については、やった方がよいと思っている。

(事務局) 人権啓発をする際のカリキュラムというのが、教育的なイメージがあるが、啓発時のカリキュラムというのは、聞きなれないので確認したい。

(金子委員) カリキュラムというのはいわゆる学校教育におけるカリキュラムのようなものだけではなくて、コンテンツを含めて、私はカリキュラムというものも含むという意味でここに人権啓発を入れた方がよいと申し上げたが、もし違和感があるという場合であれば、教育内容のテキストを作成することや、ハンドブックを作成することなどを含めたコンテンツ作成についても、明記をしていけばよいと思う。

(事務局) 人権教育・人権啓発をする際のカリキュラム、コンテンツなどの作成及び実施に関与することなどと記載する形でよいか。

(金子委員) よい。

(矢嶋会長) では、そのような形で、修文をお願いしたい。なお10に関して意見がある方はいるか。

(金子委員) 位置はどこでもよいが、一つここの中に付け加えていただきたいのは、この人権推進教育団体として認定・登録された団体が何をしているのかということ、ちゃんと定期的に市に活動状況を報告するという制度を設けていただきたいと思う。先ほど話に出た取消し、つまり一旦認定を受けたのだけど、何もしてないというような団体は取り消すということが必要になってくると思うので、そのときの判断材料として、報告制度を作ることと、もう一つは、これは国連の人権教育、人権啓発の部分でも非常に活発に行われていることだが、各団体がやっていることを互いに学び合うという制度が大変効果的である。こういうことをやってこういう効果があった、若しくはなかったというようなことを、市に報告した上で、市が協力団体と情報共有して学び合うようなシステムを作っただければと思う。

(矢嶋会長) 二つを新たに盛り込むという提案だが、皆様いかがか。

(事務局) 活動報告に関しては、先ほど金子委員に修文いただいた新しい(2)のところ、インセンティブの後に活動報告の話を書かせていただいたが、ここの文面を直した方がよいか。

(金子委員) そのとおり。インセンティブのところについては独立した項目立てをして、活動報告は義務化するという趣旨で、独立項目を起こしていただければと思う。だから、先ほどのインセンティブのところからは、活動報告を落としていただいて、インセンティブだけにしていただいて、活動報告で一項目起こし、市はその活動報告を共有するということで、また一つ起こすか、若しくは同じ項目の中に続けてもよいと思うが、各活動報告の共有ということも明記していただければと思う。

(3) 答申(案)について(11 不当な差別的言動について)

(矢嶋会長) では、この箇所について、意見いただきたい。

(金子委員) 声明や、拡散防止措置に関することについて事務局に何うが、これは差別的な事案が起こったということのきっかけの部分を、市がつかむのか。それとも何らかの形で市民や第三者からの通報的なものを受け付けるのか。その辺はどのような考えなのか。

(事務局) 市が把握する部分も当然あるし、委員会からお話をいただいて把握をするといった、両方あるものだと考えている。

(金子委員) 私が是非明記していただきたいのは、市民からの通報的なことについて、市や人権委員会が隅々まで、常に目を光らせていることは難しいと思うので、市民でなくてもよいと思うが、第三者から、何らかの形の通報というか情報提供レベルでもよいと思うが、情報提供を受け、それをきっかけとして対処を始める、もちろん始めないという選択肢もあると思うが、そのような手続を是非入れていただければと思う。どうしてこういうことを申し上げるかということ、まずは市が全部そのアンテナを張り巡らして把握することはできないだろうということと、もう一点は、この手の条例であることだが、条例を作ったけれども、結果動かさないということがある。市がやるということだけにしておくと、結局、市が動いてくれないということもあるので、別に相模原市を疑っているわけではもちろん毛頭ないが、市民から情報提供が来て、一定の対象に流していくというような経路を明確にしていきたい。

(矢嶋会長) 金子委員、具体的にどこの箇所に、文案としてはどのようなものであるか。

(金子委員) 例えば、声明について言うならば、深刻で不当な差別事案が市内で発生したことを、市が認知、又は第三者からの通報を受け、それが許されないものである。違うと思うが、どこにどう入れようか。

(事務局) 例えば、(2)の声明の部分だと、柱書その部分はその制度の根本を説明していると思うので、アからエのところでも手続的なことを書いているが、例えばそこに一項目追加して、今おっしゃっていただいたような、市民からの情報提供をきっかけにする、市民から情報提供についても受けられるような体制をとるというような文案が考えられるが、そのようなことをこの項目として追加するのはいかがか。

(金子委員) その方がスリムだと思う。今の声明についての話だが市民からの情報提供については他の部分にも入れられる部分があると思うので、入れるところについてはなるべく広く、そのプロセスを入れていただければと思う。

(辻委員) 今の金子委員の指摘に付け加える形で、市民からの通報については先ほど出てきた9のところ、おそらくこちらは工藤委員の提案をこれから修文されると思うが、市民からの通報というところで権限規定のところにおいておけば、他のところにもカバーできると思うので、検討いただきたい。

(工藤委員) 私も辻委員がおっしゃったように、9のところの人権委員会の権能のところに入れてあるので、ここで強調するのもよいし、そこでも述べているのだけれども、また別個で強調しても別に構わないと思う。

(金子委員) むしろ手続規定に明記した方がよいのでは。私は両方に入れておく。強調する意味でも、権能の規定と手続規定の両方にそのことは明記しておく方がよいと思う。

(矢嶋会長) では、両方に入れるということではどうか。

(事務局) 情報提供をまず受けるのは、人権委員会なのかそれとも市長なのか、どちらの認識

か。

(金子委員) 私は市でもよいと思うし、人権委員会の事務局でも、どちらでもよいと思う。いずれにせよ、その情報が市に伝わって、市長が権限行使をする時に人権委員会の意見を受けて、権限行使をしていくという流れなので、その通報の窓口的なものは、統一してもよいと思う。

(辻委員) 今、声明のところを検討している。声明のイのところと、ウのところを見ると、緊急性がある場合とあるので、市長のところでもストップすることがあるかもしれない。少なくとも声明については、人権委員会を窓口にした方がよいかと。今まだコンセンサスに至っていないのが、市民からの通報を、一般規定の権限規定のところへ置くのか、声明のところへ置くのか、二重にするのかというところを少し詰めていただければ嬉しい。

(矢嶋会長) 双方を両方に置くべきではないかという意見があったが、それでよいか。それともどちらかで構わないかという、特にご発言されてない委員の方いかがか。

(金委員) 今の市民からの情報提供を受け入れるということを、先ほど終わった資料1別紙のところの権能のところに入れるという考えか。

(矢嶋会長) 両方に入れる。

(金委員) そうであれば、資料1別紙の、1ページのオの救済について、アとどこが違うのかと思って、市民からの人権に関する相談に応じ、というのと、情報提供とそこら辺の違いはあるのか。

(金子委員) 被害者から申立てを受けるのが、救済のところ。声明とかは、誰でもよい。こういうことが市内で行われているという情報提供という違いが大きくある。

(金委員) 窓口は、市人権委員会の方が広く、よさそうな気がするが、あとは、もう少し委員の皆様の話聞いてから。

(工藤委員) 私はやはり全体の中に一つ置くということ。先ほど言った、9のところへ置くということが一つ。それからもう一つはやはり各課題について、少し声明を出すことが必要なので、その課題の部分も取り上げて全然構わないと思う。したがって、二つ置いて構わないと思う。

(矢嶋会長) 両方に置くということで、よいか。

(事務局) 9は人権委員会の項目なので、9に置くということは、人権委員会に対して情報提供できるようになることかと思う。それとともに、11の今具体例で出ているのは声明の部分だが、そこに置くとなると、両方置いて人権委員会でも市長でも受けられるようにするという理解でよいか。

(辻委員) 事務局の理解は正しいかと思う。

(金子委員) 少し話を混乱させて恐縮だが、先ほど辻委員が、人権委員会に窓口を集約した方がよいのではないかという発言があって、私も、先ほどはどちらでもよいのではないかと、みたいに言ったが、私も人権委員会に集約した方がよい、先ほどの辻委員の意見がよいと今思ったところである。でも、今のお話だと、両方に置くことになるということになってしまう。

(辻委員) まずは9のところは、コンセンサスに至ったということで会長よろしいか。

(矢嶋会長) 9に置くということ、まず確認したいと思う。9に置くということに関しては皆様よいか。特に反対意見はないと思うが、よいか。

(辻委員) そうした上で事務局の疑問が生まれている。事務局の評価は正しいが、それに私が賛成しているのかというのは、ただ今の金子委員の疑問のとおり。今、事務局の理解はそれである。それは正しい(当然、ありうる)理解というだけである。賛同しているというわけではない。

(金子委員) 了解した。私も9に置くというのは、どこが市民からの情報提供を受けるのかは、9を読んだだけで分からなく、とにかく市民からの情報提供も受けるのだという一般論をここでは書いておけばよいと思うが、条例にはその程度のこと書いてあればよくて、むしろその手続規則や施行規則のようなものでかなり手続を細かく書いていくことにここはなると思うが、そのときには、人権委員会が受けるというような形で書いていった方がよいということを、この11に書いていく。その詳細の度合いが違うということだと思う。9は、一般論かと思う。

(竹村委員) 両方に明記するというのは私も少しよく分からないのだけど、結局、市民からの声を受ける窓口は市でよいか。それを審議するのは、人権委員会か。人権委員会が窓口になるわけではないということか。

(金子委員) 市が受けると言った場合には、人権委員会も含めてとにかく市が受けるということとを一般論として言っているにすぎない。実際に窓口がどこになるかということで、今度はその人権委員会を窓口にするを手続規定の中に明記していく。市が受けるというように言った場合に、市の人権・男女共同参画課が受けるということとを直接意味するわけではなく、市の人権・男女共同参画課なのか人権委員会なのかということは、細かくまた決めていくことになる。人権委員会も市の中の一部局にすぎず、人権・男女共同参画課とそういう意味では同列なので、市といった場合にはどこかということ、すぐには分からないということである。

(辻委員) 金子委員の意見をもう少し補足すると、被害を受けたとおっしゃる方が市役所に来てきた際窓口がよく分からないと。その際には市が引き受けるのだと、その声がどういう経路で人権委員会のところに届くかというお話だと思う。

(矢嶋会長) 竹村委員のご発言の趣旨は、9に、重ねて、第三者からの情報提供云々に関しては盛り込まない方がよいということか、それとも違うのか。

(竹村委員) 盛り込まないといけないと思う。権限として、受け付けるということは、窓口になるということではないのか。窓口はやはり市の担当部局で受けて、人権委員会に流れていき、審議してもらうという形になるのではないのか。しつこいようだが、独自に人権委員会が、その受付窓口になるということではないと思う。

(金子委員) 人権委員会に事務局を置くということが書いてあるので、その人権委員会、正確に言うと人権委員会の事務局が受け付けることになる。

(竹村委員) では、両方で受けるということか。

(金子委員) 受付は、人権委員会の事務局である。

(竹村委員) 市では、そこに関与せず、経由をしないということか。

(金子委員) 経由はしないが、市の人権委員会の事務局が受け付ければ、当然のことながら、その情報は、人権・男女共同参画課にも流れることにはなると思う。

(竹村委員) 了解した。

(辻委員) 今、竹村委員の指摘するところは、多分、事務局の疑問と共通すると思う。ここは

コンセンサスに至った方がよいかと思う。

(事務局) 今、具体的に声明の話が出ている。他のところにもという話だが、例えば仮にその声明を出すとか出さないという話になるが、声明を出す主体は市長であり、その情報提供を受けた上で、一度、市長が判断し、人権委員会に諮問などをする話になると今は考えている。仮に、人権委員会は合議体の附属機関だが、5人から7人が常設でいるわけではなく、例えば月一回とか月何回かで会議を開くことになると思う。そうすると、情報提供を受けたものを、月一回とか月二回の会議で審議するとなると迅速性について、少し心配な部分があるため、例えば市長で受けておいて、市でまず一義的に判断をした上で、市民からの情報提供について、市長での対応を人権委員会に報告して、人権委員会が声明やその他の措置を取るべきだとかといったものがあるようであれば、これを市長に意見するというシステムではどうかと考えているが、いかがか。

(金子委員) それでもよいと思うが、人権委員会は常設的なものではないが事務局は常設として存在しているわけだから、受付窓口として事務局を使うというのは、あり得るのではないかと思う。

(辻委員) 私もそう思う。

(金子委員) おっしゃるとおり判断は市長で行うのだが、先ほど申し上げたとおり、取り掛かりのところを、市長部局で情報全部を管理するのではなく、人権委員会の事務局を一度通して、そこから市長部局に流して、その後の判断は市長部局がする方がよいような気もするが、事務局の今の発言も分かる。趣旨は分かるし、そのルートも効率的と考えたら、そちらが効率的かもしれないが、少し私も悩ましいところではあるが、辻委員いかが。

(辻委員) 今はウのところを議論している。受付機関が相模原市人権委員会でもある。市長が声明を出すかどうかというのは市長が判断する。ただし、人権委員会がそれを受け付けて、市長に対して声明を出すよう求めるかどうかと。もし市長が声明の発出に応じない場合を想定して、人権委員会に対して理由を説明しなければならないと書いてある。今、議論の中で出てくるまず一般規定として、市民から通報や申立てがあったという規定が一般規定に置かれ、次に声明について、もう一つ、わざわざ重ねておくのは、このアからエの手順を踏むために置いているのだと理解した。市長に対して直接、市民が連絡をするということもあるだろうし、人権委員会に直接連絡することもあるだろう。その際の市長のやり方、人権・男女共同参画課のやり方がアからエで規定されているので、それでよいかと。

(工藤委員) 今、辻委員のおっしゃったとおりだが、人権委員会を通した方が、このシステムとしてよいのではないかと思う。というのは、市長だけで判断すると、何か少しいろいろと問題が出てくる可能性もないわけではないので、やはり人権委員会という組織として、市長へ申し入れが行ったらやはり人権委員会へ返ってくる。それから人権委員会に直接市民からそういう申出があると思うので、両方サイドから、人権委員会に集約していくことの方が、組織的で被害者への対応等についてもきちんに行われるのではないかと思う。

(金子委員) 人権委員会の事務局がまず受け入れて、それを人権委員会と市長に流す。市長が、必要に応じて人権委員会に諮問をかける流れが一つあり、それはこの現在の書いてあることとほぼ一緒だが、人権委員会の事務局が受け付けることというもう一つの意味を新たに書き込んではどうかと思うが、人権委員会は、月に一回か、二月に一回か分からない

が、その人権委員会事務局に寄せられた市民の通報を、必ず審議をした上で、市長がもし声明を出さないのであれば、声明を出すよう、市長に対して意見を具申することができる。市長は、そのような意見が具申、つまり市長から諮問がなくても独自に意見を具申することができて、その意見具申を市長が受け付けないとか、その意見具申を受けても声明を出さないというのであれば、人権委員会に対してその理由を説明しなければいけないというシステムを一つ設けておけば、人権委員会の事務局が通報窓口になることについて、説明がつくと思う。そのような形で手続規定を豊富化していただけないか。その方が、私としては、より実効的な制度になると思う。

(矢嶋会長) 今の金子委員のご発言は、先ほどの9に相模原市人権委員会の組織に事務局を置くというのがあるが、それは事務局に関してもう少し規定を増やして、今おっしゃったようなことを入れ込むということか。

(金子委員) いえ、11の方である。11の声明についての中に、ア、イ、ウ、エと、手続規定が書いてあるが、そこを少し豊富化して、今、人権委員会は声明について諮問を受けたらそれに意見を言えるだけだが、諮問を受けただけではなく、情報提供があったときには、それをきっかけにして、人権委員会からイニシアチブをとって市長にこれは声明を出すべきと意見具申ができる。そのような流れも書き加えておいた方が、より効果的な制度になるのではないかと思った。

(矢嶋会長) 承知した。あくまで声明についてでよいか。

(金子委員) とりあえずは声明についてでよい。

(矢嶋会長) 他の項目についても、人権委員会の関与の仕方に関してはまた別途盛り込むということか。

(金子委員) そのとおり。

(矢嶋会長) 今の提案に関して、皆様、いかがか。

(辻委員) 賛同する。

(竹村委員) 人権委員会の事務局が、一応人権に関する問題については、全て窓口になり、それを市長に答申するというか具申するということでよいのだろうか。

(金子委員) そのとおり。とりあえずは人権委員会の事務局が窓口となるが、その寄せられた情報提供については遅滞なく市長に通知をするということになると思う。その一方で、人権委員会でその情報提供について審議をする。それは絶対しなければいけないということではないが、必要に応じて審議をして、必要に応じて市長に声明を出すべきではないかという旨の意見を具申することもできるという流れを作った方がよいのではないかということである。

(矢嶋会長) この声明のところに人権委員会事務局に関する規定をもう少し豊富に盛り込むというご提案について皆様よいか。

(工藤委員) 今この声明についても、(2)が不当な差別的言動の中に入っている。そこでも声明についての前文で、少し載っている。もちろんのことだが、不当な差別的言動について声明を発するべきだということを最初申し上げたが、また、差別全般の不当な事案に対して声明を出すということも必要なのもっと強調した方がよいと思う。差別的言動へはもちろん対応しなければいけないが、差別事件というものもあるのでそれは少し考えた方がよいと思う。

(事務局) 工藤委員のおっしゃった部分だが、(2)の声明については、最初に、不当な差別的言動から議論が始まったが、不当な差別的言動に限らずということで、差別事案という形で今表記させていただいている。大枠の部分については11の不当な差別的言動の中に入っており、不当な差別言動の項目の中であってよいかを諮らせていただいた時に、他に行き場所がなく、このままでよいということで、今ここに残している。もしそれを変更するのであれば、また意見をいただきたい。

(矢嶋会長) 過去にそうした議論の経過があったと思うが、位置付けも含めて、工藤委員、皆様、意見があれば。

(工藤委員) 会長もう時間だが。少し時間かかりそうなので、続きは次回でどうか。

(矢嶋会長) 事務局、今後の進行について、確かに今12時31分になったので、予定時間を超過したが、いかがするか。

(事務局) 時間の都合もあるので12時半までということで、当初進めたので、ここで、本日の審議については、終了にさせていただきたいと思う。

(矢嶋会長) 金子委員のご提案に関してだけ、どうするか最終確認したいが、この声明のところに、人権委員会の事務局に関する条文を新たに書き込むことに関して皆様よろしいか。

(金子委員) もう一点確認だが、調査のことがここにも入ってくるべきだと思うので、どの段階で人権委員会が調査をかけられるのかということが抜けているので、人権委員会の調査手続のことについて、もう一度見直しておいていただきたい。

(矢嶋会長) 第三者からの通報とその調査手続に関する人権委員会の役割についての規定を盛り込むことに関して皆様合意ということでよろしいか。次に声明について、先ほど工藤委員から差別事案についての提案があったが、事務局からは過去の審議結果により不当な差別的言動の中に入れ込んでいるとのことであるが、場合によっては場所の移動ということに関して、次回、新たに検討するというので、合意が至ってないという確認でよいか。

(金子委員) そこは書きぶりでクリアすればよいのではないかと思う。別項目起こすのもあれなので、ここの中に、不当な差別的言動を含む深刻な差別事案が市内で発生したというようなこととしておけば、差別的言動だけではないことについても声明が出せるということが明らかになるので、別項目を起こすということはもちろんあり得ると思うが、ここはそのような書きぶりでクリアすればよい。

(矢嶋会長) 今の金子委員の提案について、工藤委員いかがか。場所はこのままで、書きぶりを少し変える工夫することによってよいか。

(工藤委員) 場所を見てみると、項目が差別的言動のところにある。それは不自然だなと思うので最初に入れた方がよいと思う。第三者機関、人権委員会の権能のところ、調査もそこに入っているはずだから、必ず、その辺は少しまた次回。

(辻委員) いや、その辺はまた次回ではなくて、多分今おっしゃったところが重要である。9の一般規定の中に調査権限をしっかりと書くのだと。何かしらの事案が発生したときに、人権委員会が動くのだというところは、今、工藤委員が権限規定のところを提案いただいたはずなので、そちらのところに付け加えて、文章を検討しなければならないと思う。ここは少し固めていただきたい。

(金子委員) 考えてみると、救済のことについての詳細な手続規定もない。どういう形で救済をしていくのかということについても、不当な差別的言動については、こと細かく声明や

公の施設の利用制限では書いてあるが、救済のところについては先ほどの9のところへ救済というのが出てくるだけで、やはりもう一項目、何かを起こしてその救済の手続や不当な差別的言動だけではない、一般的な声明手続についても書き込むという方がよいかもしれない。前言撤回で申し訳ないが、もう一項目、一般的な手続、差別的言動に限定しない手続、救済を含む手続規定の項目をどこかに大きく起こした方がよいかもしれない。その後、差別的言動についてのある種の特別手続的なことを書いていく。

(辻委員) 今、金子委員がおっしゃったところで賛成する。工藤委員の提案のあった権限の整理のご提案に、何かしらの事案が発生した場合に人権委員会が動き出すのだ、そこに救済に関する手続も付け加えていくのだというところに賛同する。ここは一致させていただきたい。

(矢嶋会長) 今の金子委員のご提案に関して皆様いかがか。

(工藤委員) 賛成である。だからそういうところに少し強調していただければ結構。ただ差別的言動のところにも、市長の声明が必要だという項目は入れて欲しいと思う。

(金子委員) 確認を取っていただきたいが、権能規定のところへこういう権能があるのだということをもとに羅列して、その後、その権能を行使するときの手続はこうなのだという項目がまた別にあるという形の構成にもう一回作り直すというか、付け足していただくということを、今この場で確認を取っていただきたい。

(矢嶋会長) 9の権能の後に手続規定を盛り込むということに関して皆様、同意いただけるか。辻委員、工藤委員、金委員、竹村委員、よいか。では、これはもう合意を得たということで、事務局そういう形でもう一度修正いただきたい。

(事務局) 9の話で、権能の部分がまず来て、その後、手続を書いていく形でよいかと思うが、権能の部分については、先ほど工藤委員からおっしゃっていただいた部分を取り込んでいくというところに、もう少し何かしらを足していく。その後、各手続の部分について、資料の7ページの(2)の声明についての内容が入ってくるという考え方でよいか。

(金子委員) 手続のところも、二段構成になると思う。一つは、一般的な手続、つまりあらゆる人権侵害に対して行う声明、あらゆる人権侵害に対して行う救済の手続と、もう一段が、不当な差別的言動について行う声明等の様々な措置の手続というふうになっていけばよいと思う。

(辻委員) 金子委員の意見に付け加えると、今おっしゃっている救済手続は、特定の市民に対して、何かしら権利を制約したり義務を課したりするものではなく、何かしら市としての判断を行う際ののっとるべきステップの話。もし不利益を課すというのであれば相模原市は行政手続条例があるので、もうその辺りは今の議論の中にはなくて、今おっしゃっていたのはその救済の手続を整備せよというところであろう。

(事務局) このような形というのをまた示して、意見をいただき作成する。

(金子委員) 繰り返しになって恐縮だが、あくまでも救済が主たる任務なので救済のところ必ず先に先に出るように、構成していただきたいと思う。

(矢嶋会長) ではこれをもって令和4年度第10回相模原市人権施策審議会を閉会する。

以上

相模原市人権施策審議会委員名簿

(五十音順)

No.	氏名	所属団体等	備考	出欠
1	いわ なが りょう こ 岩 永 良 子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら		欠席
2	おお ぬき かおる 大 貫 薫	相模原人権擁護委員協議会		欠席
3	かた おか かよこ 片 岡 加代子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会		欠席
4	かね こ まさ よし 金 子 匡 良	法政大学法学部		出席
5	きむ え よん 金 愛 蓮	さがみはら国際交流ラウンジ運営機構		出席
6	く どう さだ つぐ 工 藤 定 次	一般社団法人神奈川人権センター	副会長	出席
7	たけ むら まさる 竹 村 優	公募市民		出席
8	つじ ゆう いち ろう 辻 雄 一 郎	明治大学法学部		出席
9	や じま り え 矢 嶋 里 絵	東京都立大学人文社会学部	会長	出席